

## 第5 簡易タンク貯蔵所

### 1 貯蔵所の定義

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

### 2 貯蔵所の区分等について

危政令第14条第9号により同令第17条第1項第10号の設備を設けた簡易タンクで、自動車等の給油設備(自家用のもの)に使用されるものは、一般には給油取扱所と解すべきであるが、給油の機会が少なく、1日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱うべきである。

(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)

【貯蔵所又は取扱所の判断基準】

取扱行為	1日取扱量	
	指定数量以上	指定数量未満
給油のみを行う	給油取扱所	簡易タンク貯蔵所
給油以外の取扱いを行う 【例示】 ・容器への詰替え、 ・移動タンク貯蔵所への充てん等	一般取扱所	簡易タンク貯蔵所
給油・給油以外の取扱いの併用 ※給油以外の取扱いは、指定数量未満とする。	給油取扱所 (給油のみ)	給油取扱所 (個々の取扱量がそれぞれ指定数量未満である場合も、また、1日におけるすべての取扱量の合計が指定数量未満である場合も、簡易貯蔵タンクの容量を取扱量として取り扱うものとする。)

### 3 指定数量の求め方については次によること。(★)

一の簡易タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の簡易タンクにあつては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、危政令第5条第2項の規定によるものとする。

(簡易タンク貯蔵所の基準)

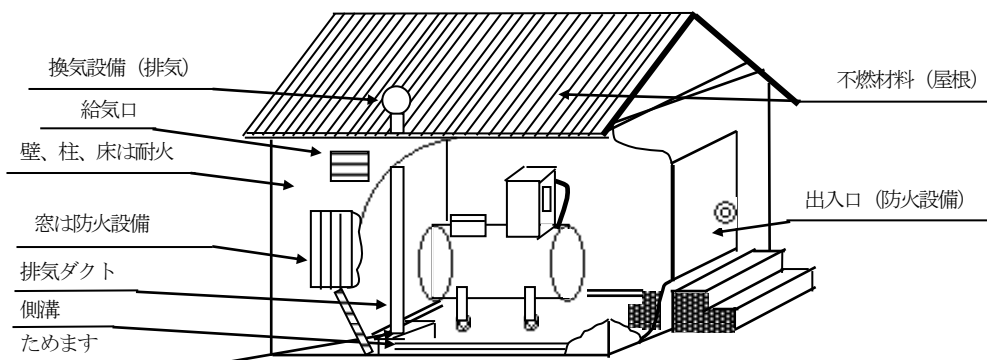
危政令第14条

(位置)

危政令第14条第1項第1号

### 1 タンク専用室の構造例

タンク専用室に設置する場合の構造例を下図に示す。



タンク専用室の構造例  
3-3-5-1

2 屋外設置

屋外に設置する場合は、次によること。(★)

簡易貯蔵タンクの地盤面の周囲には、高さ 0.15m 以上の囲い又は排水溝を設け、地盤面はコンクリート又はその他の危険物が浸透しない材料で造り、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において第4類の危険物(水に溶けないものに限る。)を貯蔵する簡易タンク貯蔵所には、貯留設備に油分離装置を設けること。

ただし、危険物が敷地外へ流出しない構造となっている場合は、流出防止措置(囲い又は排水溝)を設けないことができる。

(タンク数)

危政令第 14 条第 1 項第 2 号

1 同一品質の危険物

「同一品質の危険物」とは、全く同じ品質を有するものをいい品名が同一であっても品質が異なるもの(例えばオクタン価の異なるガソリン等)は該当しないものとする。(★)

(標識・掲示板)

危政令第 14 条第 1 項第 3 号

1 標識、掲示板

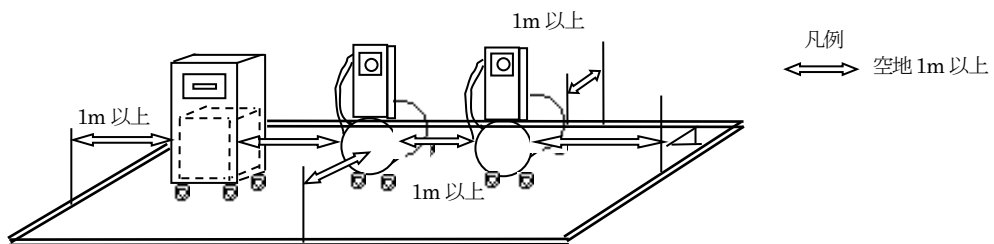
「標識、掲示板」については、別記9「標識、掲示板」によること。

(設置方法)

危政令第 14 条第 1 項第 4 号

1 設置方法

簡易貯蔵タンクを固定する架台は、鉄筋コンクリート又は鉄骨等不燃性を有する物質で堅固に造るとともに、タンクを鎖、車止め又はアンカーボルト等により固定すること。(★)



空地の幅及び固定方法例(屋外)

(タンク容量)

危政令第 14 条第 1 項第 5 号

(水圧検査)

危政令第 14 条第 1 項第 6 号

(防食)

危政令第 14 条第 1 項第 7 号

(通気管)

危政令第 14 条第 1 項第 8 号

(固定給油設備等)

危政令第 14 条第 1 項第 9 号

1 静電気除去装置

危険物を取り扱う際に静電気の発生するおそれのある簡易タンクには、蓄積された静電気を有効に除去する装置を設けること。(★)

## 2 電気設備

簡易タンク貯蔵所に設ける「電気設備」については、製造所の例によること。(★)

## 3 蓄圧式簡易タンク

蓄圧式簡易タンク（コンプレッサーから圧縮空気を送り、その圧力によって危険物を吐出するもの）は次によること。(S38.4.6 自消丙予発第12号質疑)

- (1) タンクは、危政令第14条第5号及び第7号に規定する基準に適合すること。
- (2) タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で、10分間行う水圧試験において漏れ又は変形しない構造であること。
- (3) タンクには、使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
- (4) 給油ホースの元には、給油を行うとき以外は、給油ホースとタンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設けること。
- (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。
- (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。